

## 9. 情報・通信分野

<p>情報・通信(1)</p>	<p>2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(Power Line Communication)の商用化に向けた、関係法令の早期改正</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電力線搬送通信は、無線設備規則第59条により、10kHzから450kHzの周波数帯に限定されているため、低速度しか実現できない。 平成16年1月26日の総務省告示第87号(電波法無線設備規則第59条及び60条の但書)により、2MHzから30MHzの周波数帯を利用した、漏洩電界強度の低減技術を検証するための、高速電力線搬送通信の実験のみが可能となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>2MHzから30MHzまでの周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の商用化を早期に認めるべきである。総務省は、実証実験の結果を得た後、技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとしているが、関係法令改正までの具体的なスケジュールを示し、早急に商用化に向けた手続を進めるべきである。なお、商用化においては、漏洩の影響が少ない住宅内利用を先行させるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>家庭内の電力線の高速通信への活用は、既存のインフラである屋内電線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、国家的課題である国民への早期のブロードバンド普及に大きく貢献することが期待される。また、その利便性から、高速電力線通信に対する国民の期待も高まってきている。高速電力線通信は早期のブロードバンド環境の実現や、デジタルデバイドの解消にも大きく貢献可能であり、実用化に向けての早期の法整備は国民的課題である。 電力線搬送通信の使用が認められている現行の周波数帯(10kHzから450kHz)では、百数十キロビット/秒程度の低速度しか実現できないが、2MHzから30MHzの周波数帯を用いた高速電力線搬送通信では、最大200メガビット/秒程度を実現する可能性がある。 「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)においては、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が盛り込まれている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「実験データの取得が行われつつある現段階で、検討開始時期等具体的なスケジュールを設定することは、実験実施者に不要な制約を加えることになり不適當である」と考える」とある。しかし、早期のブロードバンド普及、デジタルデバイド解消に向け、商用化の目標時期を明確にする必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電波法第100条、電波法施行規則第44条及び46条 無線設備規則第59条、第60条及び64条の2 平成16年総務省告示第87号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課</p>

情報・通信(2)	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除【新規】
規制の現状	<p>小電力セキュリティシステムは特定小電力無線局と異なり、電気通信回線設備に接続し、電気通信回線設備に通報することを前提としたシステムとなっている。そのため、使用方法が限定され、同一構内における自営設備としての通報等の用途に利用しにくい状況となっている。</p>
要望内容	<p>電気通信回線設備との接続前提を排除し、他の小電力無線機器と同様に電気通信回線設備への接続を行わない場合の業務も認めるべきである。</p>
要望理由	<p>セキュリティニーズの増加に対し、学校やマンションでの防犯など同一構内で自営設備として完結する小電力セキュリティシステムを認めることで、警備員が常駐するようなシステムでも、火災、盗難、その他非常の通報での利用を可能にすることができる。</p> <p>上記のようなシステムは既設の建築物に後付けする 경우가多く、有線による工事では制約が多い。一方で、無線を用いた早急な解決を望む要望が増加している。</p> <p>またこの場合は、不要な電気通信回線設備との接続機能を無線局に搭載しなければならないという、電気通信回線設備としての申請や電気通信回線設備への接続も必要となり、利用者に多大なる負担を強いることになる。</p> <p>昨今、パーソナルコンピュータを介して、様々な処理をした後で電気通信回線設備に接続したいとの要望が増えているが、上記を含め本前提により煩雑なシステム構成を余儀なくされている。</p> <p>一方、他の小電力無線機器は電気通信回線設備に接続するものを含むという定義となっており、接続する場合に具備すべき条件が別途郵政省告示第424号等に規定されている。小電力無線システムも同様の扱いとすることは容易に変更可能と判断できる。</p>
根拠法令等	<p>電波法施行規則 第6条第4項第三号          端末設備等規則 第9条          平成6年 郵政省告示 第424号</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課</p>

情報・通信(3)	<p style="text-align: center;">ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した 周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和</p>
規制の現状	<p>3.1GHz～10.6GHzの周波数帯においてUWBを利用するには微弱電波として扱うことになるが、電波法施行規則第6条第1項において、322MHzから10GHzにおける距離3mでの電界強度は毎メートル35マイクロボルト以下に制限されているため、UWBの実用化にとって十分な通信距離が確保できない。</p>
要望内容	<p>3.1GHz～10.6GHz帯においてUWB用途に微弱電波を使えるように、放射電力密度をFCC規則パート15(FCC:米国連邦通信委員会)と同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるべきである(放射電力密度を-41.3dBm/MHzまで引き上げるとは、電波法施行規則においては距離3mでの電界強度を毎メートル500マイクロボルトまで引き上げることに相当する)。</p>
要望理由	<p>UWBとは、比帯域が20%以上あるいは絶対値で0.5GHzの帯域幅を占有する無線通信である。UWBは新たな周波数の割当が不要であり、限られた電波を有効活用できる。UWBはパーソナルコンピュータの周辺機器と無線で通信ができるなど、ユビキタスネット社会の実現に向け大きな役割を果たしうる。</p> <p>UWB無線システム委員会中間報告(平成16年3月24日)においては、「ITU-R、IEEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討の整合を図ることが必要。また、技術的な検討によって得られた結果等については、ITU-Rの勧告等に反映していくべきである。」とされている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「国際的な検討動向を踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行っている」とある。</p> <p>米国FCCにおいては、2002年2月に3.1GHz～10.6GHzの周波数帯がUWB用途に開放され、放射電力密度が-41.3dBm/MHz以下であるUWBのシステムが定められた。日本においてもユビキタスネット社会の実現に向けて、米国に遅れをとらないよう、早期にUWBを利用できるように規制緩和するべきである。</p>
根拠法令等	電波法施行規則第6条第1項
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 移動通信課

情報・通信(4)	特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大
規制の現状	<p>特定無線設備で技術基準適合自己確認制度の対象となるのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話のみに限定されている。</p>
要望内容	<p>特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備については、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には、公正・透明に除外対象から外すべきである。</p> <p>具体的には、現在、特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の対象は、携帯電話、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話に限定されているが、これら以外の特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、本要望に対し、「今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」としている。</p> <p>しかし、この回答は技術基準適合自己確認制度の対象からの除外理由の説明になっていない。技術基準適合自己確認制度を導入した時点における、技術基準適合自己確認制度の対象を定めた基準及びその根拠となったデータを公表されたい。その上で、現時点における検討結果を公表し「平成18年度」以前に前倒しして結論を出すべきである。</p>
根拠法令等	電波法第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条2項
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

情報・通信(5)	電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止
規制の現状	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度においては、届出を行わなければならない。
要望内容	技術基準適合自己確認制度における届出を廃止すべきである。 なお、廃止に至る間においても、検証の際に用いた測定器等、届出の記載事項の大幅な削減を行うべきである。
要望理由	<p>技術基準自己確認制度の下では、企業が製品の品質に対する全責任を負っている。総務省は届出により必要な情報を把握する必要があるとしているが、現実には届出の様式のチェックだけで、技術的なデータはチェックされないことがないので、届出自体が不要である。</p> <p>『「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁の取り組み状況について』(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、総務省は、「自己確認が行われた機器に関する情報を国が提供することにより、消費者が安心して端末機器や無線設備を利用できる環境の維持を確保する」として、「消費者保護」を理由に届出が必要としている。しかし、不適合機器が流通していても、現品確認でメーカーを特定して行政措置が可能であり、届出情報によりあらかじめ機器の情報を把握する必要性は乏しい。</p> <p>技術基準不適合機器が流通した場合には、基準不適合機器と製造者を公表し、製造者に罰則を課すこともできる。このような市場を監視する事後チェックにより、消費者保護は十分に図れ、「消費者保護」は届出を課す理由にはならない。</p> <p>この点、EUにおけるR&amp;TTE指令では届出は不要とされており、日本もその事例にならうべきである。</p> <p>また、不要な届出項目及び届出事項の変更における煩雑さが技術基準適合自己確認制度の普及を阻害している面もあり、届出が廃止される間においても、早急に記載項目の削減が必要である。</p>
根拠法令等	電波法第24条の2、第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第39条、電気通信事業法第87条、第63条、端末機器の技術基準適合証明等に関する規則第41条
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

情報・通信(6)	電気通信機器の技術基準適合認証に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃
規制の現状	<p>端末設備、特定無線設備の技術基準適合認証においては、登録認定/証明機関を経由した認証取扱業者も、技術基準適合自己確認の届出業者も、検査を行い、その検査記録を作成して、検査の日から10年間検査記録を保存することが義務付けられている。</p>
要望内容	<p>技術基準適合認証に係る、認証取扱業者及び技術基準適合自己確認の届出業者の検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>登録認定/証明機関を経由して技術基準適合認証の設計認証を行う場合においては、検査記録の作成・保存義務を課すことは妥当でない。なぜなら、企業は製品の品質管理に全ての責任を負っており、不適合機器が市場に流通した場合に備えて自ら必要な検査記録を作成・保存しているからである。もし検査記録を作成・保存せず、裁判等で責任が問題となった場合、不利なのは企業側である。</p> <p>平成15年の電波法・電気通信事業法改正により技術基準適合自己確認制度が導入されたことは、企業の自己責任を重視する観点に基づくものである。その観点からは、企業は製品に対する自己責任の下で検査記録を作成・保存するのであり、作成・保存義務を課すことは不要である。検査記録を作成・保存しない場合に企業側が不利なのはと同様である。</p> <p>総務省は「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進会議)において、「技術基準不適合機器に対する迅速な原因究明及び所要の措置を講じることが可能にする」「技術基準不適合機器が発生し、妨害防止命令や妨害等防止命令を発する場合のために検査記録の保存義務が必要である」としているが、上記の理由により企業は自ら検査記録を作成・保存しており、作成・保存義務を課すことは不要である。また、技術基準不適合機器が発生した場合はまず現品確認を行うことで行政上の措置が可能になるため、消費者保護は図れる。</p>
根拠法令等	<p>電気通信事業法第57条、第64条、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第21条2項、第42条第2項 電波法第38条の25、第38条の34、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条2項、第40条第2項</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課</p>

情報・通信(7)	端末設備の接続の技術的条件の廃止
規制の現状	<p>自己確認制度の対象は技術基準の定まった機器だけであり、技術的条件については第三者認証を受けることとなっている(電気通信事業者が検査の省略を公示したものは除く)。</p>
要望内容	<p>技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。</p>
要望理由	<p>民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。総務省は技術的条件と技術基準には異なる存在意義があり、技術的条件があることによって「新サービスのように過渡的なものに係る場合については、その迅速なサービス提供が可能になる」としているが(「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁の取組み状況について 平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)、技術的条件には自己確認制度の適用が認められないため、企業による迅速なサービス提供の障害となりかねない。</p> <p>電気通信事業者、製造業者、試験事業者等が試験方法を協議し、民間の任意規格として作成公開し、それへの適合性を確認すれば、技術的条件は不要である。</p>
根拠法令等	電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

情報・通信(8)	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示
規制の現状	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。
要望内容	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する国としての統一的な方策を提示すべきである。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。
要望理由	<p>書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子的手段による申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担も大きくなることから、電子申請の積極的な利用が妨げられている。手続の内容によっては、代表者以外の者の電子署名があれば足りると考えられるものもあることから、そのような手続については、書面による申請と同様、従業員等による手続を行うことが可能となるよう、企業の従業員等の属性を証明する手段に関する統一的な方策が示されるべきである。</p> <p>これに関連して、「『e-Japan重点計画-2004』(案)に対する意見及びそれらについての考え方」(平成16年6月15日 IT戦略本部資料)において、「政府においては、医師、弁護士等の資格保有等の電子的手段による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討しているところ」とされているが、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。また、同資料において、「地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの団体の判断に委ねられる」とされているが、「電子政府構築計画(改定)」(平成16年6月14日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、電子政府構築の原則の一つとして、「独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する」とされているところであり、国・地方の緊密な連携による行政手続の情報化に向けた取組みの一環として、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられることとすべきである。</p> <p>なお、「評価専門調査会第二次中間報告書」(平成16年9月10日 IT戦略本部資料)においても、「オンライン申請や届出の際、企業の従業員等の属性を確認する手段について、統一的な施策を示すべきである」とされている。</p>
根拠法令等	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 第6条8号 など
制度の所管官庁及び担当課	総務省ほか関係府省

情報・通信(9)	公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】
規制の現状	<p>平成16年1月29日にサービスが開始された公的個人認証サービスにおいて、電子証明書の有効期間が、発行の日から起算して3年とされている。</p> <p>市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの「共通運用時間帯」として全国統一されている。</p>
要望内容	<p>電子証明書の有効期間を5年間に延長すべきである。</p> <p>電子証明書の発行申請の受付日、受付時間の拡大を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>住民基本台帳カードの有効期間が10年であるのに対し、公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間が3年となっていることから、住民基本台帳カードの有効期間内に3回の更新申請手続が必要となり、制度を利用する国民の負担を増大させている。公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間を5年間に延長すれば、住民基本台帳カードの有効期間中の更新を1回で済ますことが可能になり、国民負担の軽減、制度の普及促進につながるものと思われる。なお、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条4号においては、電子証明書の有効期間は、5年を超えないものであることとされている。</p> <p>住民基本台帳ネットワークの運用時間、業務開始手続等については、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関が相互に密接な連携を図り、計画を定めることとなっているが、現在、市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの共通運用時間帯として全国統一されているため、それ以外の時間帯に公的個人認証サービスの申請をすることができない。市町村における広域サービス提供の窓口時間帯外に申請手続をすることが可能になれば、国民の利便性が向上し、制度の普及にも役立つと考えられる。</p>
根拠法令等	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第5条  ( )電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号)  ( )住民基本台帳ネットワークシステムの概要(住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会・住民基本台帳ネットワークシステム全国センター作成パンフレット)</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 自治行政局

情報・通信(10)	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化
規制の現状	<p>貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。</p> <p>また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。</p>
要望内容	<p>貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。</p> <p>これに関し、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)では、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」とあり、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日に施行された新貸金業規制法附則において、施行後3年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている」とされているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上を考慮し、検討を前倒しで行い、早期に必要な見直しを行うべきである。</p> <p>なお、「貸金業に係る実態調査結果」(平成15年11月13日 金融庁)において、「本調査結果につきましては、今後の制度の企画・立案等の参考とさせていただきます」とあるが、調査結果に基づく検討の内容、およびその結果を公表すべきである。</p>
根拠法令等	貸金業の規制等に関する法律 第17条、第18条、第24条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 信用課